

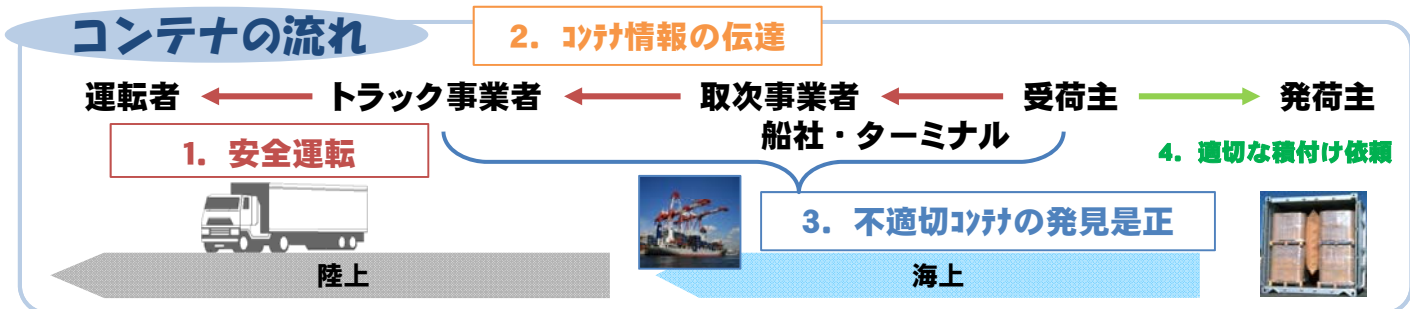
# 国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル

## トラック事業者用リーフレット

本マニュアルは、国際海上コンテナの陸上輸送をより一層、安全なものとするため、荷主、船社、ターミナルオペレーター、取次事業者、トラック事業者、トラック運転者などの関係者それぞれに求められる取組を取りまとめたものです。

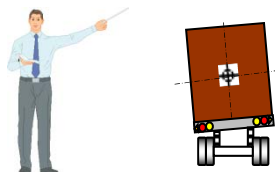
本リーフレットは、マニュアルのうちトラック事業者が実施すべき事項を抽出しております。マニュアル本体と併用しながらご活用してください。

このほか、別途作成しているトラック運転者用のリーフレットを、国際海上コンテナの陸上安全輸送のための安全教育にご活用ください。



### 1. 安全運転

- ・余裕を持った運送指示
- ・適切な車両手配
- ・ツイストロックの徹底
- ・トレーラーの傾きの確認



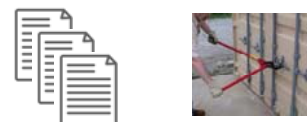
### 2. 適切な情報の伝達

- ・重量、品目、梱包情報等の伝達
- ・運送契約等に沿って、コンテナ情報を伝達



### 3. 不適切コンテナの発見是正

- ・書面による確認(入港前)
- ・現場による確認(入港後)
- ・不適切コンテナを発見した場合の措置



国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議



国土交通省

# 安全運転の徹底

トレーラーの横転事故を防止するためには、まず、適切にコンテナの**緊締装置／ツイストロック**を行い、**適切な速度、適切な運転操作**で安全に運転を行うことが重要です。

## 安全運転のための手配

### 余裕を持った運送指示

- コンテナは通常の貨物よりも非常に低い速度で横転するため、**余裕を持った行程で運行指示**をしてください。

### 適切な車両手配

- 重量超過などの法令違反にならないよう、**適切なシャーシを手配**してください。
- フル積載、高重心等の情報がある場合は**低床トレーラーを手配**してください。

### メジャーの携行

- 運転者にコンテナの偏荷重を簡易的に測定するための**メジャーを携行**させてください。

### 注意すべき貨物品目

- 下記表は過去7年間でのコンテナトレーラー横転事故のうち貨物状態が原因と考えられるものです。下記品目を運送する際は、いつもより安全運送に配慮してください。

輸出入	事故原因	品目	重量	梱包
輸入	偏荷重	木材	28.8トン	ばら積み
輸入	偏荷重	木材	30.0トン	ばら積み
輸入	過積載	木材	28.0トン	不明
輸入	過積載	木材	29.0トン	不明
輸入	偏荷重・ロック不備	木材	23.0トン	ばら積み
輸入	過積載・速度超過	木材	30.0トン	ばら積み
輸入	偏荷重・ロック不備	アルミコイル	17.0トン	木製の台に固縛無しで積載
輸入	過積載・速度超過	スチール家具	25.2トン	不明
輸入	過積載・速度超過・ロック不備	ストレッチフィルム	25.7トン	パレットの上に段ボール積み
輸入	過積載・速度超過・ロック不備	冷凍席揚げ	25.0トン	不明
輸出	過積載・速度超過	廃プラスチック	28.0トン	不明

## 運転者への安全運転教育

### ツイストロックの徹底

- 運転者に対して、**必ず前後左右4か所の緊締装置によりロックを実施**するよう周知してください。外して運行を行うと、コンテナが脱落する危険性が高くなります。

### トレーラーの傾きの確認

- 運転者に対して、運転前に偏荷重とっていないか確認するよう周知してください。
- 傾いていると感じた場合、下記簡易計測方法により、コンテナの左右の高さの差を測るよう指導してください。
- 偏荷重の危険の目安は下記表のとおりです。

左右の高さ	0cm	1cm	2cm	3cm	4cm	5cm	6cm	7cm	8cm	9cm	10cm
道路の形状 平坦な直線、 緩やかなカーブ											
交差点、カーブ、 坂道等											

非常に危険 (原則、是正すべき状態)  
 危険 (必要に応じて、是正を行う等適切に対応すべき状態)  
 要注意 (細心の注意を払って走行し、必要に応じて徐行すべき状態)  
 注意 (カーブ、道路、天候等の状況によっては徐行する状態)

### トレーラーの特殊性

- コンテナトレーラーは、**運転方法や車両の挙動特性が一般の大型車と異なりますので、運転者に対して、注意喚起**しましょう。

#### ▶注意すべき主な特性

- ・カーブ時に蛇行してしまう
- ・非常に大きな死角の発生
- ・交差点やカーブでの大きな内輪差
- ・トレーリング現象
- ・ジャックアップ現象
- ・フラウト現象

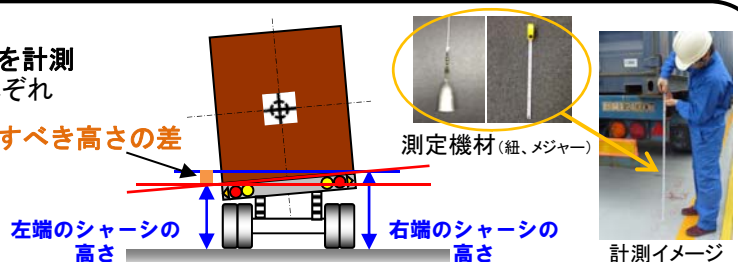
## 偏荷重の簡易的な計測方法

1. **メジャー等による左右の路面からの高さの差を計測**  
メジャーを用いて、トレーラー後部の左端、右端それぞれ地面からの高さを計り、その差を計算します。

### 2. 計測にあたっての注意事項

- ・平らな路面に停止して計測
- ・路面に左右方向の傾斜がないことを確認
- ・路面に対し、垂直に計測

※例えば、おもりをつけた紐を地面に向かってぶら下げて、後からその長さを定規で計る方法が有効です。



# コンテナ情報の伝達

トレーラーの横転事故を防止するためには、**コンテナの状態を的確に把握し、それに適した運転**を行うことが重要です。

## 伝達すべき情報

### ● 重量情報:

原則、コンテナ1本ごとの貨物重量※及びコンテナ自重※※

### ● 品目情報:

船荷証券(B/L)等に記載されてある品目情報の和訳名

### ● 梱包情報:

船荷証券(B/L)等に記載されてある梱包情報(drum、carton等)の和訳名

### ● その他危険物等に関する情報:

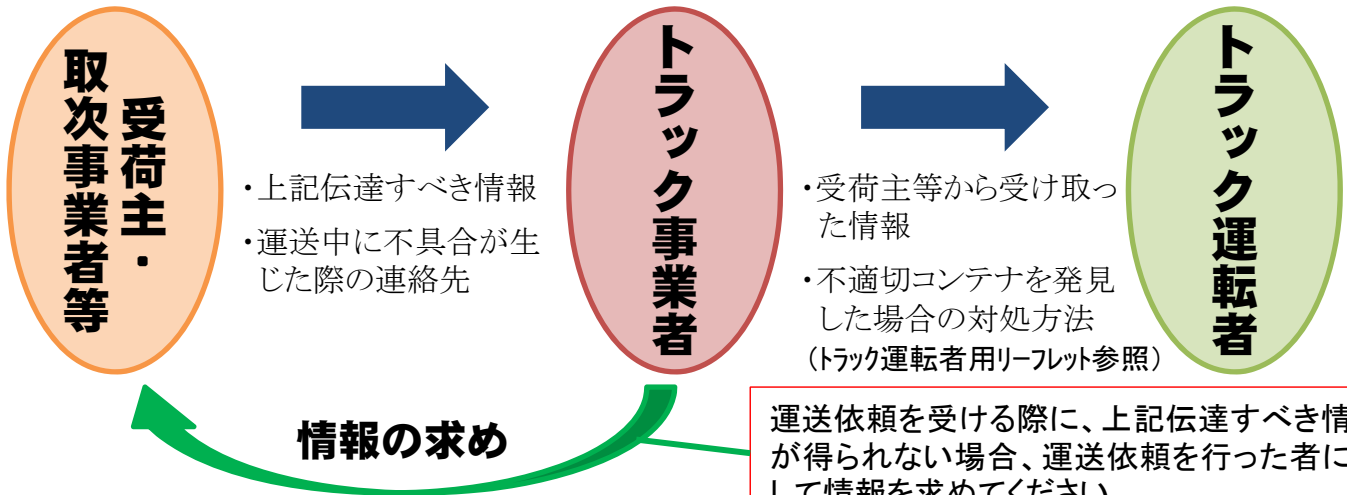
その他、危険物等の特に注意すべき事項があれば、当該情報の和訳

### ● 運送中に不具合が生じた場合の連絡先

※コンテナ1本ごとの貨物重量は、複数コンテナの総重量のみ把握している場合にあっては、複数コンテナの総重量をコンテナ本数で総重量を按分したもので可。  
 ※※コンテナ自重が分からない場合は、コンテナ自重の目安を伝達

## 情報伝達の流れ

**伝達方法** : 出来る限り、書類、電子メール、ファックス等の記録が残る方法によって伝達してください



運転手名			
	(作成者) 平成〇〇年〇月〇日 〇〇(株) 〇〇事務所 担当: 〇〇 TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
運行指示書 (指令書)			
区分	輸出・輸入		
荷主名	株式会社〇〇		
本船名 (船舶名)	MOL 〇〇		
コンテナ引受地 (搬出CY)	〇〇埠頭BC-0 (担当者)		
コンテナ搬出可能日			
コンテナ搬出日時			
引取番号			
B/L番号			
コンテナNo.			
コンテナのサイズ・タイプ・高さ	40ft、ドライ、高さ9.6ft		
シャーシの種類	3軸シャーシを用意		
品名	家具(木材加工品)	危険物の内容	該当なし
コンテナ重量 (KGS)	24,700 (貨物重量: 20,700 コンテナ自重: 4,000)	容積 (m <sup>3</sup> )	
梱包状態	段ボール積み		
その他注意事項			
納入先 (発注者)	住所: 〇〇市〇〇1-1-1 〇〇流通センター 〇〇 様 TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
納入日、納入指定時刻	平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇:〇〇 納入		
ルート		休憩地点	

運送指示書の記載様式(例)

	自重の目安
40ftドライコンテナ	4.5トン
40ftリーファーコンテナ	5.0トン
20ftコンテナ	2.5トン
20ftリーファーコンテナ	3.5トン

コンテナ自重の目安

# 不適切コンテナの発見及び是正のための措置

過積載や偏荷重のような不適切なコンテナが疑われる場合には、不適切か否かの確認と、不適切であった場合の是正とを確実に、かつ国際物流の停滞を招かないよう効率よく、行う必要があります。

このため、

- i) コンテナが入港する前までの書面による確認
- ii) コンテナが入港した後の現場での確認

により、関係者が協力して不適切なコンテナの発見に努め、万が一、発見した場合には、適切な場所で荷抜き・荷直し等の是正を行いましょ。

## 書面による確認

### <確認事項>

- ① 重量及び品目に関する情報がないもの
- ② 過去に同一の発荷主から、偏荷重や荷崩れを起こしている又は固縛されていない貨物を受け取った経験がある場合
- ③ 当該コンテナの品目が木材※で、重量が25t以上のもの  
※過去の横転事故調査の結果から横転事故を起こしやすい品目として指定

## 現場での確認、発見された場合の対処

### ➤ 運転者が発見した場合

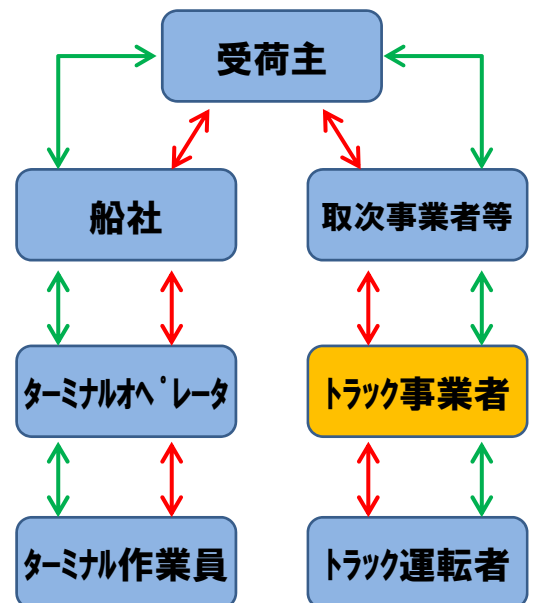
- ① 運転者から、不適切のおそれがあると思われるコンテナ(重量超過、偏荷重)を発見したとの連絡が入る
- ② 受荷主・取次事業者等へ対処方法(重量計測等)について指示を仰ぎ、その結果に従い、運転者へ連絡する
- ③ 運転者より不適切状態が確認された旨連絡が入った場合、再び受荷主・取次事業者等へ連絡し、是正方法について判断を仰ぎ、受荷主・取次事業者等の指示に従って対応する

### ➤ ターミナル作業員が発見した場合

- ① ターミナルオペレータ・船社・受荷主とが連絡調整を行い、対処方針を決定
- ② 上記①で決定された対処方法について受荷主・取次事業者等より連絡が入る
- ③ 当該指示を運転者に伝達し、その指示に従って適切に対応するよう連絡

### ◎ 運送契約等に沿った連絡・調整経路

↔ 契約関係  
↔ 連絡・調整経路



※運転者へは、「運転者用リーフレット」を参照し、不適切なコンテナの発見及び是正の手順について教育を行ってください。